

消すまでは 出ない行かない 離れない

11月9日(金)～15日(木)に、「秋の全国火災予防運動」が実施されます。火災予防運動は、市民の防火に対する関心を高め、火災から尊い生命を守り、貴重な財産の損失を防ぐことを目的としています。市消防本部では期間中、次の行事を実施します。

防火ポスター展

期間 11月10日(土)～11月16日(金)
会場 11 ユアエルム成田 1階セン

タープラザ

内容 11 市内の小中学校の児童・生徒の入賞作品を展示

防火フェスタ2012

日時 11月10日(土) 午前10時～午後4時
会場 11 ユアエルム成田 1階セン

タープラザ

内容

- 住宅防火コーナー
- 住宅用火災警報器コーナー
- ちびっこ消防隊記念写真コーナー
- 消防車の展示
- 消防・救急資機材展示コーナー
- 煙体験ハウスコーナー
- 消防音楽隊の演奏など

住宅防火

いのちを守る7つのポイント

住宅防火のため、次の7点に注

意してください。

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる
- ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用するとき、必ず火を消す
- ガスコンロなどのそばを離れる

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- 寝具、衣類、カーテンは防災品を使用する
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器を設置する
- お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

住宅用火災警報器

月に一度は点検を

住宅用火災警報器を購入したら1カ月に1回程度、作動点検をしましょう。取り扱い説明書を確認してから点検してください。

火災でないのに鳴る場合は

住宅用火災警報器は火災以外にも、故障や電池切れなどが原因で鳴ることがあります。警報音と警報ランプで知らせます。

また、表示されている有効期限内に電池が切れる場合は、電池の過度な消耗のほか、本体の故障も

考えられます。説明書などで確認してください。購入時に、メーカーや購入した店を控えておく役に立ちます。

老朽化した消火器など 使用期限に注意

家庭にある消火器の使用期限はおおむね8年です(使用環境により異なります)。消火器を確認して破損事故などを防止しましょう。

廃消火器リサイクルシステムの開始により消防署では消火器の回収ができなくなりました。廃棄するときには、消防設備取扱店またはホームセンターに問い合わせてください。

※住宅用火災警報器や消火器などの悪質な訪問販売の被害が発生していますので、注意してください。火災予防運動期間中の防火相談は消防本部予防課または各消防署へ。

- 消防本部予防課 ☎20・1591
- 成田消防署 ☎20・1594
- 飯岡分署 ☎36・0119
- 三里塚消防署 ☎35・1007
- 空港分署 ☎30・1187
- 赤坂消防署 ☎26・3210
- 公津分署 ☎29・6627
- 大栄消防署 ☎73・4141
- 下総分署 ☎96・4023



かわいいちびっこ消防士